

地域密着型サービスへの 土地・建物の有効活用セミナー

少子高齢化が急速に進展するなか、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るために、横浜市では地域包括ケアシステムを推進しています。こうしたなか、介護保険制度の地域密着型サービスについて、事業所の整備が進まない地域があります。

そこで、民有地を地域密着型サービスに活用することを目的としてセミナーを開催します。未利用地を有効に活用したいと考えている所有者の皆様、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスに関心のある福祉事業者の皆様、是非、この機会にセミナーにご参加ください。

日時・会場

※ 事前申込制です

	期 日	会 場
1	1 1月30日 (火)	西公会堂会議室 (西区岡野1丁目)
2	1 2月 7日 (火)	ブリアシティ横浜磯子 多目的スペース (磯子区磯子3丁目)
3	1 2月14日 (火)	旭公会堂会議室 (旭区鶴ヶ峰1丁目)

内容

時間はいずれも13時30分から15時15分までです。

- 1部 テーマ 地域密着型サービスの概要及び本事業の説明
講師 かながわ福祉居住推進機構 職員
- 2部 テーマ 横浜市の地域密着型サービスについて
講師 横浜市健康福祉局 職員
- 3部 テーマ 地域密着型サービス事業所の実際
講師 第1回 横浜高齢者グループホーム連絡会
副会長 水越 克良 氏
第2回,3回 (特非) 小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
代表理事 富田 克利 氏



参加費

無料

申込み

裏面申込書にご記入の上、FAXまたは、メールにて事務局までお送りください。
Webサイトからの申込みもできます。

<https://www.kanaju.org/news/202108yokohama.html>

定員 20人 (先着順)

問い合わせ先：一般社団法人かながわ福祉居住推進機構事務局

電話 045-264-4784 eメール kanaju@kanaju.xsrv.jp



◆主催◆ 一般社団法人かながわ福祉居住推進機構

地域密着型サービス ってなに？



高齢者が可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするために、提供される介護サービスで現在12種類のサービスタイプがあります。横浜市が指定し、横浜市に住所のある方(横浜市被保険者)のみが利用できます。

この事業では地域密着型サービス12種類のうち「小規模多機能型居宅介護事業」「看護小規模多機能型居宅介護事業」「認知症対応型共同生活介護事業」の3タイプについて、未整備圏域への土地建物有効活用を目指しています。

Q&A

- Q 土地はどれぐらいの面積が必要？
前面道路や、建築可能な面積にもよりますが、概ね500~700㎡位が目安になります。
- Q 市街化調整区域の土地でも大丈夫？
小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所は一定の基準に合致すれば可能です。
- Q 実際の活用までどれぐらいかかるの？
土地所有者と運営事業者とマッチングしてから約2年程度の期間を要します。
- Q 建設に係る補助金は？
事業所の建設にあたり、運営法人又は建物所有者(オーナー)への建設費の補助制度があります。
- Q どんな土地でもいいの？
高齢者の安全性を確保するため、土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域、洪水内水の浸水想定雨域に該当する場合は事業所には適しません。
- Q セミナーには参加できないけど個別で相談はできるの？
個別での相談も受付しております。お申込書にその旨をご記入ください。
- Q 売却と賃貸どちらの需要が多い？
賃貸を希望されている運営法人が多くなっています。



FAX 申込書

横浜市地域密着型サービスへの土地・建物の有効活用セミナー

送信先 FAX 番号: **045-264-4785** お申込期限: 開催日の5日前

お申込日	令和 3 年 月 日	
ご希望区分	11月30日(西区)・12月7日(磯子区)・12月14日(旭区) (参加希望日に○を付けてください。) ・ 別途個別相談を希望(ご希望の場合は、こちらに○を付けてください。)	
ご相談者様	不動産所有者ご本人・ご親族()・運営法人・不動産会社 建設会社・金融機関・その他()	
フリガナ		
お名前 参加者すべて ご記入ください	(計 名)	
法人の場合 会社名		
ご連絡先	TEL:	FAX:
	E-mail:	@
ご質問など		

※ 先着順に受け付けます。受付後、事務局からご連絡いたします。

※ ご記入いただいた情報は、当機構の個人情報保護方針に基づき厳重に管理し、本事業の運営のために適切に取り扱います。

※ 紹介いただいた土地に事業所の建設が可能かどうかは、運営法人が調査・確認を行います。

※ 事業所の開設にあたっては、運営法人の事業計画が横浜市の審査を受け選定される必要があります。

※ 契約にあたっては、土地所有者と運営法人にて条件を調整していただきます。